

## 太陽光パネル設置普及啓発事業事業者等登録要領の主な改正ポイント

### 太陽光パネル設置普及啓発事業事業者等登録要領

#### ポイント 第4条第3項第四号（販売店登録要件の変更）

（内容）販売店が保証書の写しを添付することにより、単独でも登録できるようになりました。

改正前 なし

改正後 府に太陽光パネル販売店から前号イからハに掲げる事項を証する書面として太陽光パネル登録製造者が発行する登録太陽光パネルの保証書の写しの提出があること。

### 太陽光パネル設置普及啓発事業事業者等登録要領改正（抜粋）

改 正 案	現 行
<p>第1条～第4条第2項（略）</p> <p>3 府は、次の<u>第一号から第三号又は第一号、第二号及び第四号</u>に該当する太陽光発電システム販売店を登録する。</p> <p>一 登録太陽光パネルの維持保全に係る窓口を有すること。</p> <p>二 第1項第六号及び第七号に該当すること。</p> <p>三 太陽光発電システム登録施工店が次のイからハに掲げる太陽光パネル登録製造者製の登録太陽光パネル設置工事販売実績を確認できること。</p> <p>イ 大阪府内での過去1年間に販売実績が1件以上あること。</p> <p>ロ 大阪府内での過去3年間に総数10件以上の販売実績があること。</p> <p>ハ 大阪府内での過去3年間の年間最大販売実績が概ね5件以上であること。</p> <p><u>四 府に太陽光パネル販売店から前号イからハに掲げる事項を証する書面として太陽光パネル登録製造者が発行する登録太陽光パネルの保証書の写しの提出があること。</u></p> <p>第5条～第12条（略）</p>	<p>第1条～第4条第2項（略）</p> <p>3 府は、次の各号に該当する太陽光発電システム販売店を登録する。</p> <p>一 登録太陽光パネルの維持保全に係る窓口を有すること。</p> <p>二 第1項第六号及び第七号に該当すること。</p> <p>三 太陽光発電システム登録施工店が次のイからハに掲げる太陽光パネル登録製造者製の登録太陽光パネル設置工事販売実績を確認できること。</p> <p>イ 大阪府内での過去1年間に販売実績が1件以上あること。</p> <p>ロ 大阪府内での過去3年間に総数10件以上の販売実績があること。</p> <p>ハ 大阪府内での過去3年間の年間最大販売実績が概ね5件以上であること。</p> <p>第5条～第12条（略）</p>

<p>附 則 (施行期日) 1 この要領は、平成 24 年 8 月 27 日より施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要領は、平成 24 年 9 月 5 日より施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要領は、平成 26 年 6 月 10 日より施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) <u>1 この要領は、平成 28 年 1 月 12 日より施行する。</u></p>	<p>附 則 (施行期日) 1 この要領は、平成 24 年 8 月 27 日より施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要領は、平成 24 年 9 月 5 日より施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要領は、平成 26 年 6 月 10 日より施行する。</p>
---	--